目 次

本取扱説明書に使われている法律用語 ……1

第１章 契約書とは何なのか……15

Ⅰ 何のために契約書を書くか ……16
1 前向きの意味……16
2 後向きの意味……17

Ⅱ 誰のために契約書を書くのか ……19

Ⅲ 契約書の書き方は立場によって異なる ……21

Ⅳ 契約書は自分の義務の外周縁 ……23

Ⅴ よく書けた契約書は自分を守る証拠書類 ……26

Ⅵ 契約書は誰がつくるか ……29

第２章 契約書に書くべきこと ……31

Ⅰ はじめに ……32

Ⅱ ひな型からは自分の望む契約書はつくれない ……33

Ⅲ 取引の根幹を見据える ……36

Ⅳ 契約書の中味は取引の現実に左右される ……38
1 取引を取り巻く環境のアセスメント……38
(1) 相手の信用 ……38
(2) 相手方との過去の取引経過……38
(3) 取引内容の複雑さ／簡単さ……39
(4) 契約から履行までの時間……40
(5) 相手国の文化や取引慣行……41

⑹ 決済条件、引渡条件 ……42
2 よい契約書をつくれるのは、第一線の営業担当者である……43
Ⅴ 契約書に書くべきことを、当事者の義務から考える ……45
Ⅵ ウィーン売買条約を手がかりとして、当事者の義務を考える ……48
Ⅶ 売買契約を例にとって契約書に書くべきことを考える……50
1 当事者の義務に関すること……50
⑴ 売主の義務の内容 ……50
⑵ 買主の義務の内容 ……53
2 当事者が義務に違反した場合に関すること……56
⑴ 売主が契約に違反したときに、買主にどんな権利が生じるか ……56
⑵ 買主が契約に違反したときに、売主にどんな権利が生じるか ……58
⑶ 両者に共通の規定 ……59
3 その他……62
第3章 最低限の英語で使える契約書を書く……65
Ⅰ 契約文章の組立て方 ……66
Ⅱ 箇条書きの英語で書く ……70
Ⅲ 図表や数式、グラフ、業界の共通基準などを使う ……76
Ⅳ 簡単な英文で書く ……78
1 Parties ……78
2 Products……80
3 Quantity ……81

4 Place of Delivery ……81
5 Time of Delivery ……82
6 Price ……83
7 Payment……85
8 Defects ……85
第4章 法律的事項は避けて通れないか …91
Ⅰ 残る条項 ……92
Ⅱ 知的財産権（Intellectual Property Rights）……95
1 問題の意義……95
2 誰にとっての問題か……95
3 何か書かなければならないか……96
4 どう書けばよいか……96
Ⅲ 契約不履行と解除（Default, Termination）……99
1 問題の意義……99
⑴ 売主の品質保証義務を除く、当事者の契約義務不履行 ……100
⑵ 不履行予備軍……100
2 誰にとっての問題か ……101
3 何か書かなければならないか ……101
4 どう書けばよいか ……102
Ⅳ 不可抗力（Force Majeure）……106
1 問題の意義 ……106
2 誰にとっての問題か ……106
3 何か書かなければならないか ……107
4 どう書けばよいか ……108
Ⅴ 通知（Notices）……110

1 問題の意義 ……110
2 誰にとっての問題か ……110
3 何か書かなければならないか ……110
4 どう書けばよいか ……111

Ⅵ 権利放棄（Waiver、Non-Waiver） ……113
1 問題の意義 ……113
2 誰にとっての問題か ……114
3 何か書かなければならないか ……114

Ⅶ 分離（Severance, Severability, Separability） ……115
1 問題の意義 ……115
2 誰にとっての問題か ……115
3 何か書かなければならないか ……115

Ⅷ 修正／変更（Amendments, Variations） ……116
1 問題の意義 ……116
2 誰にとっての問題か ……117
3 何か書かなければならないか ……117
4 どう書けばよいか ……117

Ⅸ 完全なる合意（Entire Agreement） ……119
1 問題の意義 ……119
2 誰にとっての問題か ……119
3 何か書かなければならないか ……120
4 どう書けばよいか ……120

Ⅹ 準拠法（Governing Law） ……122
1 問題の意義 ……122
2 誰にとっての問題か ……123
3 何か書かなければならないか ……123
4 どう書けばよいか ……126

Ⅺ 紛争解決（Dispute Resolution）(1)
——仲裁（Arbitration）—— ……128
1 問題の意義 ……128
2 誰にとっての問題か ……129
3 何か書かなければならないか ……130
4 どう書けばよいか ……131

Ⅻ 紛争解決（Dispute Resolution）(2)
——裁判（Jurisdiction）—— ……134
1 問題の意義 ……134
2 誰にとっての問題か ……135
3 何か書かなければならないか ……135
4 どう書けばよいか ……135

ⅩⅢ 契約に関する政府許可
（Governmental Approvals） ……136
1 問題の意義 ……136
2 誰にとっての問題か ……136
3 何か書かなければならないか ……137
4 どう書けばよいか ……137

第5章 契約をどのような形にまとめるか ……139

Ⅰ 契約の成立と契約書 ……140

Ⅱ 何で契約書をつくるか ……142
1 電子メール ……142
2 ファックス ……143
3 紙 ……143

Ⅲ 印紙税 ……146
Ⅳ 署名、捺印など ……148
Ⅴ 注文書や請求書（インボイス）は契約か ……150

第6章 送られてきた契約書への対応 ……153

Ⅰ まずよく読んでみる ……154
1 内容を受け入れられるとき ……154
2 納得できないとき ……155
Ⅱ 対案はどのようにつくるか ……158
1 自分の望むことは、自分で書く ……158
2 自分のペースでしか書いてはいけない ……160
3 こちらから契約書を出したところ、相手方からも契約書案がきた場合――契約書の正面衝突 ……161
4 相手のペースで対案をつくらなければならないときは ……162
Ⅲ 最終契約文言の確定 ……164

第7章 売買契約書以外の契約書の記載事項 ……167

Ⅰ はじめに ……168
Ⅱ 技術援助契約（ライセンス契約） ……170
1 基本的な記載事項 ……170
(1) 当事者の義務に関すること ……170
(A) ライセンサーの義務の内容 ……170
(B) ライセンシーの義務の内容 ……171

(2) 当事者が義務に違反した場合に関すること ……172
(A) ライセンサーが契約に違反したときに、ライセンシーにどんな権利が生じるか ……172
(B) ライセンシーが契約に違反したときに、ライセンサーにどんな権利が生じるか ……173
(C) 両者に共通の規定 ……173
2 いくつかの技術援助契約特有の記載事項 ……175
Ⅲ 製造委託契約 ……178
1 基本的な記載事項 ……179
(1) 当事者の義務に関すること ……179
(A) 製造者の義務の内容 ……179
(B) 委託者の義務の内容 ……181
(2) 当事者が義務に違反した場合に関すること ……182
(A) 製造者が契約に違反したときに、委託者にどんな権利が生じるか ……182
(B) 委託者が契約に違反したときに、製造者にどんな権利が生じるか ……183
(C) 両者に共通の規定 ……184
2 いくつかの製造委託契約特有の記載事項 ……185
Ⅳ 役務提供契約 ……186
1 基本的な記載事項 ……187
(1) 当事者の義務に関すること ……187
(A) 役務提供者の義務の内容 ……187
(B) 依頼者の義務の内容 ……188
(2) 当事者が義務に違反した場合に関すること ……189
(A) 役務提供者が契約に違反したときに、依頼者にどんな権利が生じるか ……189
(B) 依頼者が契約に違反したときに、役務提供者にどんな権利が生じるか ……189

(C) 両者に共通の規定 ……190

2 いくつかの役務提供契約特有の記載事項 ……191

V 代理店契約 ……193

1 任 命 ……193

2 代理店の義務 ……195

3 守秘義務 ……196

4 知的財産権 ……196

5 その他 ……196

付属書類 ……197

I 参考文献 ……198

II ウィーン売買条約 ……200

III インコタームズ®2010（抄） ……235

FCA（運送人渡） ……235

CPT（輸送費込） ……240

CIP（輸送費保険料込） ……245

FOB（本船渡） ……250

CFR（運賃込） ……255

CIF（運賃保険料込） ……259

・著者紹介 ……266